

1 基本理念

いじめは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義される。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも起こり得ることであり、学校や家庭が一体となって、継続的に未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいかなければならない。

本校では、「いじめを絶対に許さない」姿勢のもと、すべての生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。また、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことが出来るように、保護者・関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めていく。

2 基本施策

(1) 未然防止

- ・学校の最重点目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ、いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ・学習活動、道徳教育及び体験活動等を通じ、達成感、自尊感情、自己有用感、豊かな情操と道徳心を培っていく。
- ・いじめはどの学級・学校にも起こり得るという認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。
- ・有効に機能し、様々な問題に対応していける教職員の協力協働体制を構築し、教職員の共通理解を深めながら、温かい学級経営や教育活動を展開していく。
- ・いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。そのためには、生徒・保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査等を実態把握の1つの方法として行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・道徳集会等を実施する。
- ・いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- ・保護者との連絡を密にし、連携を図っていく。（保護者懇談会や通信活動）
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対しては、生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) 早期発見

いじめは、早期の発見が早期の解決につながる。そのためにも、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努め、生徒の様子に目を配り、話しやすい環境を整えることが大切である。いじめは教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を察知し見逃さない認知能力を向上させ、共感的に生徒の気持ちや行動を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。また、生徒に関わる教職員間での情報共有や、保護者との連携による情報の収集も大切である。

・いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ①生徒を対象とするいじめアンケート調査 年3回（6月、11月、2月を予定）
- ②保護者を対象とするいじめアンケート調査（保護者懇談会での実施を予定）
- ③学級担任による生徒との個人面談（随時）

・いじめ相談体制

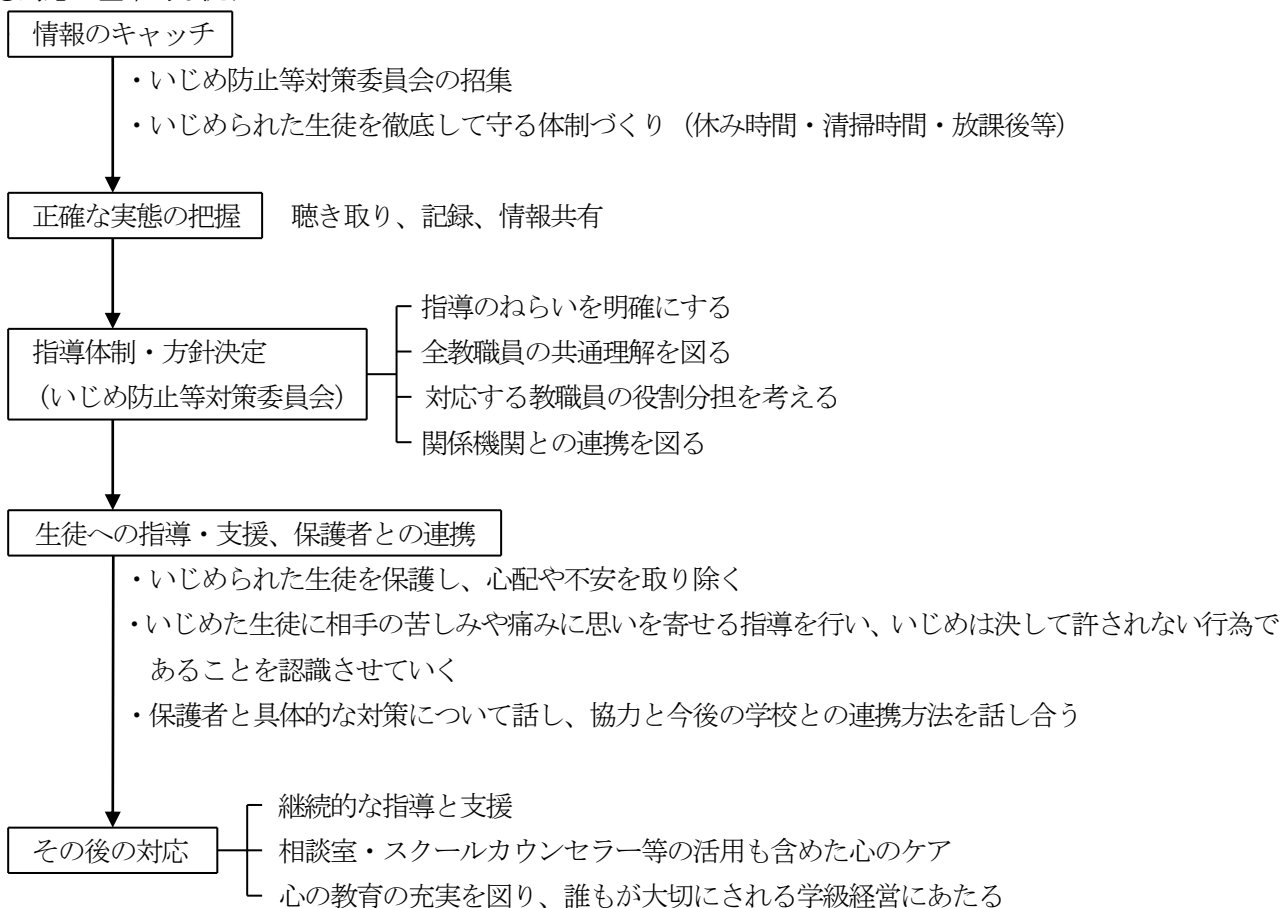
生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、教育相談部及びスクールカウンセラーと連携し、相談体制の整備を行う。

・いじめの防止等のための対策に関する研修の実施

(3) 早期対応

生徒が教職員や保護者にいじめについて相談することは、非常に勇気がいることである。いじめている側から「チクった」といわれて新たないじめの対象にされたり、いじめがエスカレートする可能性があることを教職員が十分認識し、対応しなければならない。生徒が相談しやすい環境づくりを心がける必要がある。本人の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速に行動を起こさなければならない。問題の解決を担任1人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応していくことが重要である。また、問題が沈静化した後も、いじめの再発を防止するために、継続的に見守っていく必要がある。

◎対応の基本的な流れ



※犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県環境生活部私学課及び所轄警察署等と連携し対処する。

3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

(1) いじめ防止等対策委員会

校長、教頭、教務部主任、生活指導部主任、教育相談部主任、学年主任、養護教諭、人権担当教員
※その他必要に応じて、スクールカウンセラーなどの専門家等を加えるものとする。

(2) いじめ防止等対策委員会の役割

- ア 暁中学校・高等学校いじめ防止基本方針の策定と定期的な見直し、校内外への発信。
- イ いじめ防止対策年間計画の策定と取り組み評価。
- ウ 教育相談およびいじめアンケートの実施と結果集約。
- エ いじめの認知および、解消に必要と考えられる調査や対応。

4 いじめ防止等の指導体制

学校が組織的にいじめ防止に取り組み、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制や生徒指導体制を別途定める。

5 未然防止および早期発見の取り組み

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じた多様な取り組みや、いじめアンケートなど早期発見のための取り組み、教職員の資質向上を図るための研修などを計画的・体系的に行い、保護者への啓発及び連携を図っていくため、年間の指導計画を別途定める。

6 いじめ事案への対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合には、いじめ防止等対策委員会を中核として情報の収集や集約、記録、情報共有、事実確認および認知を行い、解消に向けて迅速に対応する。発生から解消に至るまでの組織的対応については、別途定める。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

「重大事態」とは、

- ア いじめにより本校生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを指す。具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などがあり、被害側の児童生徒の状況を見て、校長が判断する。
- イ いじめにより本校児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを指す。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合には、適切に調査を行ったうえで、校長が判断する。
- ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したも
のとして、校長の判断のもと適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合には、直ちに県環境生活部私学課に報告するとともに、いじめ防止等対策委員会を母体とした組織で調査を行い、事態の解決にあたる。調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8 学校評価について

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目

に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ・いじめの防止及び早期発見に関する取り組みに関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

9 その他留意事項

本方針については、学校や生徒の実情に合わせて定期的に見直しを行う。また、その見直しにあたっては、保護者、生徒の意見を取り入れるよう留意する。